

絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検について

1. 背景及び目的

絶滅のおそれのある野生生物に関し、環境省では、我が国の絶滅のおそれのある種を的確に把握し、広く国民の理解を促すために「レッドリスト」を作成・公表している。また、絶滅のおそれのある野生生物の保全に関しては、平成4年に成立した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」をはじめ、関連制度による様々な規制や保全の取組を実施している。

このような中、平成20年6月に成立した「生物多様性基本法」の附則第2条では、「政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」ことが規定された。

また、平成22年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2010」や同年10月に生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）で採択された「新戦略計画・愛知目標」においても、絶滅危惧種の絶滅や減少が防止され、特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成されることが目標の一つに位置づけられている。

このため、有識者による点検会議を設置し、絶滅のおそれのある野生生物の保全に関するこれまでの施策の実施状況について、関連制度を総合的に点検し、今後取り組むべき課題を抽出する。

2. 点検の方法・体制

点検に当たって、我が国に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物の他、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生生物も対象とする。その際、対象となる生物種及び検討する事項が多岐に渡るため、下記の2つのテーマに分けて点検会議を設置する。なお、点検会議は原則公開とする。

テーマ1 我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検

現行の環境省レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種3,155種（絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN）及びⅡ類（VU））を対象に、分類群や減少要因等に対応した保全状況を把握する。また、種の保存法をはじめとする保全に関する各種制度が絶滅のおそれのある野生生物の保全に果たす役割を整理し、今後取り組むべき課題及び対応についての提言を整理する。

テーマ2 希少野生生物の国内流通管理に関する点検

種の保存法に基づき個体等の譲渡し等を規制している国際希少野生動植物種及び国内希少野生動植物種について、これまでの国内流通管理の執行状況を把握し、今後取り組むべき課題及び対応についての提言を整理する。

3. 我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検方針（案）

生物多様性基本法では、「国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。」（第15条第1項）としている。

このように絶滅のおそれのある野生生物の保全には、それぞれの種の状況に応じた保全施策が不可欠なことから、種の保存法をはじめとする保全に関する各種法令、地方自治体や民間団体等における取組との関係を横断的に点検することで今後の課題を抽出し、保全施策の推進に関する方向性を提言として整理することとする。

点検の流れ

- (1) 点検の対象は、我が国の絶滅のおそれのある野生生物（以下、「絶滅危惧種」とする。）として、環境省のレッドリスト^{*}絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN）及びⅡ類（VU）に該当する3,155種とする。
- (2) レッドデータブックに記載された減少要因を分類群毎に把握し、主要な減少要因に対応する有効な対策を抽出する。また、これらの主要な減少要因と各種法律や条例との対応関係を整理することで、保全に関する現状を把握する。
- (3) 地方自治体における条例等による絶滅のおそれのある野生生物の保全施策（種の指定、保護区の指定等）の現状を把握し、国の保全施策との関係を整理する。
- (4) 参考として、民間団体等による保全取組や保全への参画状況、環境関連基金等による助成の状況を把握し、希少種保全に関する海外の法令や保全取組の事例を収集する。

点検取りまとめの項目案

はじめに（目的／点検方針、用語の定義 等）

1. 絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する法制度

- (1) 種の保存法と絶滅のおそれのある野生生物の保全について
- (2) 絶滅のおそれのある野生生物の保全に係る各種法令（法律・条例）について

2. 絶滅のおそれのある野生生物の保全の現状

- (1) 絶滅のおそれのある野生生物の保全対策状況（保全関連法令）
- (2) 地方自治体による希少野生生物種の保全対策状況（保全関連条例）
- (3) 民間等による保全取組状況
- (4) 海外における絶滅のおそれのある野生生物の保全事例

3. 課題と対応の考え方や方向性

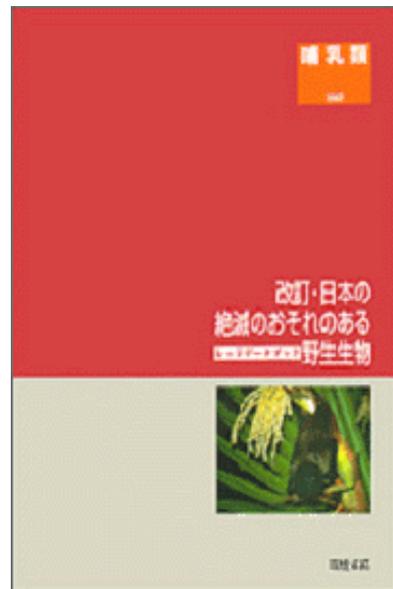
※レッドリスト（レッドデータブック）とは

環境省が作成したレッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）とは、日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定し、リストにまとめたものである。

レッドリストは、動物については、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、汽水・淡水魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類、その他無脊椎動物の分類群ごとに、植物については、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の分類群ごとに作成されている。

レッドデータブックとは、レッドリストに記載された種について生息状況等を取りまとめ編集した書物である。環境庁（当時）では、平成3年に最初のレッドデータブックを取りまとめた。

なお、レッドリスト及びレッドデータブックは、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくために広く活用されることを目的に作成された基礎的資料であり、法的規制など強制力を持つものではない。



（参考1）絶滅のおそれのある種の選定基準

- 「絶滅（EX）」－我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
- 「野生絶滅（EW）」－飼育・栽培下でのみ存続している種。
- 「絶滅危惧」（＝絶滅のおそれのある種）
 - ◎「絶滅危惧Ⅰ類」－絶滅の危機に瀕している種。
 - 「絶滅危惧ⅠA類（CR）」－ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い。
 - 「絶滅危惧ⅠB類（EN）」－ⅠAほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い。
 - ◎「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」－絶滅の危険が増大している種。

（参考2）地方自治体の取組

都道府県では、平成17年までに47全ての団体にレッドリスト／レッドデータブックを作成している。

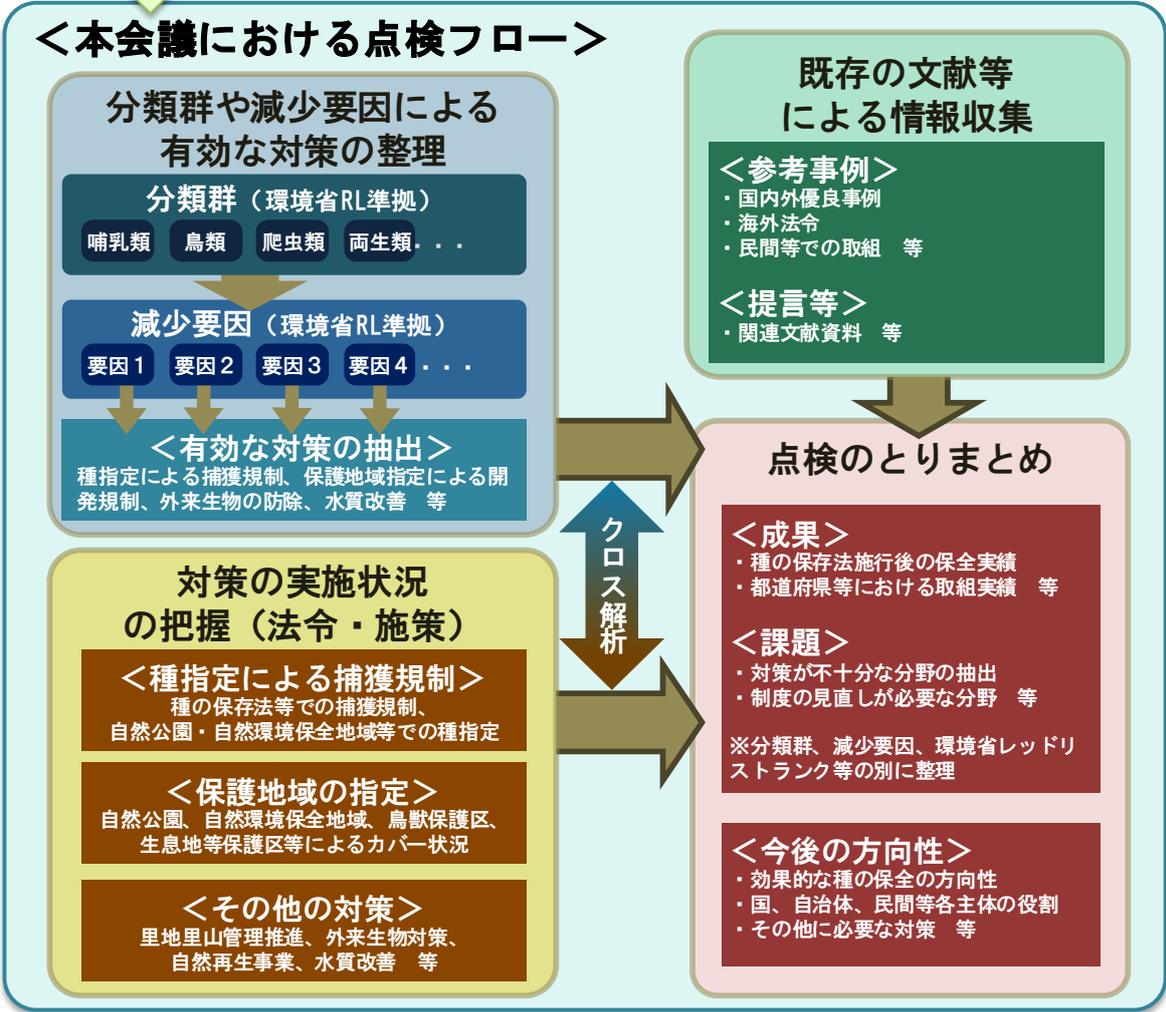
我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検

環境省レッドリスト (RL)

種の保存法 (H4)
環境影響評価法 (H9) に基づく影響評価

- ・ 自然環境保全法
- ・ 自然公園法
- ・ 鳥獣保護法
- ・ その他関連法令

H20 生物多様性基本法制定
(第15条)
野生生物の種の多様性の保全等
(附則第2条)
生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の点検



H24～ 生物多様性国家戦略見直しへの反映
必要な対策 (制度改正等) の検討

絶滅危惧種 (3,155種)

- 種の保存法
- 他の関連法令
- 地方自治体の施策等

様々な施策を活用した絶滅危惧種の保全施策の推進

4. 点検スケジュール案

	我が国の絶滅のおそれのある 野生生物の保全に関する点検会議	希少野生生物の国内流通管理に 関する点検会議
H23	<p>10月31日 第1回点検会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レッドリスト掲載種と各種法制度の役割に関するレビュー <p>会議資料を元に NGO・関連学会等から意見収集</p> <p>12月5日 第2回点検会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域レベルの取組状況の紹介 ・課題の抽出・検討 	<p>11月18日 第1回点検会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少野生生物の国内流通の現状 ・課題抽出・検討 <p>会議資料を元に NGO・関連団体等から意見収集</p>
H24	<p>2月頃 第3回点検会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検結果とりまとめ 	<p>1月頃 第2回点検会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検結果とりまとめ